平成２５年（フ）第８号
愛媛県松山市西石井３丁目４番41号　タカラハイツ203号
債務者　寺川　記代
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１号
愛媛県松山市保免中２丁目３番14号　アイヒルズ松山302号
債務者　中屋　健吾
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
愛媛県松山市保免中２丁目３番14号　アイヒルズ松山302号
債務者　中屋　恭子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３号
愛媛県松山市朝日ヶ丘２丁目４番４号
債務者　坂本　絵美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２号
愛媛県松山市久保430番地５　鹿峰団地19棟107号
債務者　山下　則子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４号
愛媛県東温市北方甲3202番地１
債務者　梅崎　順子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１０号
福岡県宮若市磯光1339番地３
債務者　佐藤　和弘
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第３号
福岡県大川市大字津595番地２
債務者　西　　京子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
宮崎市清武町木原6357番地２　市営住宅黒坂団地８号室
債務者　猪股　里美（旧姓柳田）
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６７号
宮崎県えびの市大字永山1171番地１
債務者　下原田小代子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第５号
宮崎県小林市堤1728番地16
債務者　東原　愛美（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４６号
静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬1001番地の32
債務者　古川　裕二
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第４８号
静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬371番地　森田アパート２号
債務者　岡田　正弘
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第７９３号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目６番15―301号
債務者　吉井　朋子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７９４号
兵庫県尼崎市富松町４丁目14番19号
債務者　杉山　　優（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７９９号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目23番７号
債務者　福原千八賀
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４号
熊本市中央区細工町４丁目９番地１　パールハイム．509
債務者　佐々木容子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３３号
熊本県下益城郡美里町栗崎228番地
債務者　池永　幸雄
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係